

日 薬 業 発 第 484 号  
令 和 3 年 2 月 16 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

行政手続きに係る押印を不要とする取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等については、令和3年1月8日付け日薬業発第422号ほかにてお知らせしたところです。

今般、診療報酬請求書等の記載要領等についても押印を不要とする等の改正を行うとのことです。保険薬局については、「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名」欄について改正されております。

貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員への周知方、よろしく願い申し上げます。

<別添>

行政手続きに係る押印を不要とする取扱いについて

(令和3年2月1日付け、保医発0201第2号、厚生労働省保険局医療課長ほか)

事務連絡  
令和3年2月1日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

押印見直しのための改正通知の送付について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

<抄>

保医発 0201 第 2 号  
令和 3 年 2 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

#### 行政手続きに係る押印を不要とする取扱いについて

令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

これを踏まえ、以下の通知において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とする等の改正を、それぞれ別添 1 から別添 6 までのおり行うこととしたので、貴管下の保険医療機関、訪問看護ステーション及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保医発第 82 号）（最終改正：令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 1 号）
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 13 日保医発第 0313003 号）（最終改正；令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号）
- ・「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）（最終改正：令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 1 号）
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）

- 「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）（最終改正：令和2年9月30日保医発0930第2号）
- 「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）  
（最終改正：令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 1 号）の一部改正について

1 別紙 1 のⅡの第 1 の 5 を次のように改める。

5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。

2 別紙 1 のⅢの第 2 の 5 を次のように改める。

5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えない。

3 別紙 1 のⅣの第 1 の 5 を次のように改める。

5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名」欄について

保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については開設者から調剤報酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理者の氏名であっても差し支えないこと。

4 適用日

1 から 3 までの改正は本通知の発出日から適用されるものとする。

(別添1 参考)

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)(最終改正:令和2年3月27日保医発0327第1号)の一部改正について  
(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>診療報酬請求書等の記載要領</p> <p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について</p> <p>保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名」欄について</p> <p>保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えない。</p>	<p>別紙1</p> <p>診療報酬請求書等の記載要領</p> <p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、<u>印</u>」欄について</p> <p>(1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</p> <p>(2) 「<u>印</u>」については、当該様式に、<u>予め保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名とともに印形を一括印刷している場合には捺印として取り扱うものであること。また、保険医療機関自体で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労を省くため、保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名及び印のゴム印を製作の上、これを押捺することは差し支えないこと。</u></p> <p>6～13 (略)</p> <p>III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、<u>印</u>」欄について</p> <p>(1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名は、保険医療機関指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載する。なお、開設者氏名は、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えない。</p> <p>(2) <u>印は、当該様式に、予め保険医療機関の所在地、名称及び開設</u></p>

<p>6～11 (略)</p>	<p><u>者の氏名とともに印形を一括印刷している場合は捺印として取り扱う。</u>  <u>また、保険医療機関自体で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労を省くため、保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名、印のゴム印を製作の上、これを押捺しても差し支えない。</u></p> <p>6～11 (略)</p>
<p>IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項  第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)  1～4 (略)  5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名」欄について  保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については開設者から調剤報酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</p>	<p>IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項  第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)  1～4 (略)  5 「保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名、<u>印</u>」欄について  (1) <u>保険薬局の所在地及び名称、開設者氏名については、保険薬局指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については開設者から調剤報酬につき委任を受けている場合は、保険薬局の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</u>  (2) 「<u>印</u>」については、<u>当該様式に、予め保険薬局の所在地、名称及び開設者の氏名とともに印形を一括印刷している場合には、捺印として取り扱うものであること。また、保険薬局自体で調剤報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労をはぶくため、保険薬局の所在地、名称及び開設者の氏名及び印のゴム印を製作の上、これを押捺することは差し支えないこと。</u></p>
<p>6～12 (略)</p>	<p>6～12 (略)</p>